

社会保険労務士からの三方一両得だより

平成28年11月20日 第86号

スターウォーズ展に行ってきました

宇都宮美術館で開催中のスターウォーズ展に行ってきました。思い起こせば、生まれて初めて映画館で見た映画がスターウォーズでした。(もしかすると宇宙戦艦ヤマトかもしれませんが。どちらも1977年公開)当然、その後の作品もすべて映画館で見えています。個人的に一番好きなものはエピソード1です。

展示内容は映画をキャラクターごとに編集してモニターに映し出しているものと、様々な人がスターウォーズの世界観からインスピレーションを受けて描いた絵画、登場人物の衣装や装備などのレプリカです。ライトセーバーのレプリカを10種類位見ることができます。



売店のオリジナルグッズの値段の高さにはあきれましたが、昔は観光地で必ず見かけた記念メダルの自動販売機が置いてありまして、とても懐かしい気持ちになりました。



11月27日まで開催していますので、ご都合が合うようであれば、訪れてみてはいかがでしょうか。思いのほか来場者が多いので、開館直後がお勧めです。(9時30分開館)フォースと共にあれ。

日付などを刻印できるようです。



もう少しで収穫できそうです。

我が家の畑
いろいろと忙しくしておりまして、子ヤギに畑を襲われて以降、近所の迷惑にならない程度に雑草を抜く以外、何もしていません。
来春の収穫を目指して蒔いたタマネギですが、10センチ位まで成長していた苗が、久々に庭を覗いてみると跡形もなく消えていました。水不足のわけもなく、栄養不足なのか、雨が多くて腐てしまったのか、何が原因なのか一向にわかりません。またもや新たな謎が誕生しました。

◆ 年金の最低加入期間が10年になります

皆様もご承知かと思いますが、老齢年金受給のための最低加入期間が25年から10年に短縮される法律が国会を通りました。今更払ってもどうせ25年に届かないからと、保険料の支払いをしない人がいることも、このような法改正を後押ししたと思います。

きちんと保険料を納めていた人には全く関係のない話ですが、経営者の皆様には多少影響が及ぶかもしれません。



今まで25年に届かないからと社会保険の加入を拒んでいたパートタイマーが社会保険加入を希望してくることが考えられます。確かに社会保険料の負担は増えますが、違法状態を抜けることができますので、前向きに捉えれば経営上のリスクが一つ消えることとなります。

しかし10年間しか保険料を納めていなかった場合の老齢年金は月額2万円弱にしかありませんので、これはこれで低年金の問題が解消されるわけではありません。

◆ 育児・介護休業法と男女雇用機会均等法が改正されます

来年1月1日付で以下のように改正されます。

- 最長93日間の介護休業が3回まで分割して取得できるようになる(現在は分割不可)
- 介護休暇が半日単位で取得できるようになる(現在は1日単位)
- 所定労働時間の短縮措置を、介護休業とは別に取得できるようになる(現在は両方合わせて93日間まで)
- 子の看護休暇が半日単位で取得できるようになる(現在は1日単位)
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。(新規)



複雑ですので詳細は労働局の研修などを受講してください。もちろん就業規則の変更をご依頼いただいた場合には、当事務所で丁寧にご説明いたします。